

衆議院環境委員会ニュース

平成 27.5.15 第 189 回国会第 5 号

5 月 15 日（金）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案（内閣提出第 36 号）

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第 37 号）

・望月環境大臣、北村環境副大臣、高橋環境大臣政務官、福山環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

小 倉 將 信君（自民）

- ・国内対策として水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）以上の措置を講じようとしているが、現実的な規制でなければ空文化するおそれがある。水銀による環境の汚染の防止に関する法律案（以下「新法」という。）における水銀使用製品の製造規制、製造工程における水銀の使用禁止及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案（以下「大防法改正案」という。）による水銀の排出規制が我が国の産業に与える影響について北村環境副大臣に伺いたい。
- ・水銀含有医療用計測機器のストック量は 50 トン近くになるが、回収量は 0.5 トンにすぎず回収が進んでいない。回収に向けた取組への支援が必要と考えるが環境省の見解を伺いたい。
- ・水俣条約の外交会議において、途上国支援や MOYAI イニシアティブを表明したが、どのような成果があったのか、また今後の取組について、外務省に伺いたい。

篠 原 孝君（民主）

- ・水銀使用製品の輸入規制措置を講ずる体制は整備されているのか、経済産業省に伺いたい。
- ・水俣病患者救済に係る環境省の取組について、現状と今後の方針を北村環境副大臣に伺いたい。
- ・新法の施行時に、体温計及び血圧計等の水銀を含む製品の回収について国民に広く周知し、速やかに回収を進める取り組みを政治主導で行うべきと考えるが、福山環境大臣政務官の見解を伺いたい。

篠 原 豪君（維新）

- ・1956 年の水俣病公式確認以降の水銀対策及び四大公害病の経験に対する望月環境大臣の見解を伺いたい。
- ・水俣条約の有効性を高めるため、未締結国に対しどのような働きかけを実施していく考えか。また、各国の

取組の進捗状況を管理する国際機関が必要と考えるが、条約上設置の予定はあるのか。それぞれ、外務省の見解を伺いたい。

- ・水銀廃棄物の回収を実施していない自治体に対する国としての働きかけの状況、水銀使用製品リストの作成時期及び廃金属水銀等の水銀廃棄物の長期保管・管理への国の関与の検討状況について、環境省の見解を伺いたい。

島 津 幸 広君（共産）

- ・新法第 17 条では市町村の責務として水銀使用製品の適正な回収が定められたが、蛍光灯等を適正に回収する新たな費用は当該市町村の費用となるのか、環境省に確認したい。
- ・水俣条約の趣旨を積極的に捉え、水銀の環境中への排出を抑制し、人への健康を守るのであれば、国が財源措置を含めて水銀対策を進めていく必要があると考えるが、望月環境大臣の決意を伺いたい。
- ・大防法改正案第 18 条の 32 では要排出抑制施設に対し自主的取組を求めている。規制ではなく自主的取組となったのは、事業者からの圧力によるものなのか、その経緯について環境省に確認したい。

玉 城 デニー君（生活）

- ・我が国における水銀及び水銀化合物の規制に関する取組について環境省に伺いたい。
- ・平成 17 年に「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」を公表した背景及び経緯について厚生労働省に伺いたい。また、環境省においても水銀の人への影響について注意喚起を積極的に行っていくべきと考えるが、見解を伺いたい。
- ・環境中における水銀循環に関する国民への周知の取組について、両法律案においてどのように規定されているのか、環境省に伺いたい。